○財務省告示第二百八十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

別表に次のように加える。

宗教法人住吉神社（福岡県福岡市博多区住吉三丁目一番五一号）	重要文化財として指定されている宗教法人住吉神社の建造物の保存修理及び防災施設設置の費用	平成二十二年八月三十一日から平成二十三年八月三十日まで

○国税庁告示第二十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワークの項中「東京都目黒区大岡山二丁目十二番一号」を「東京都目黒区大岡山二丁目十二番一号東工大蔵前会館４階」に改め、同表特定非営利活動法人ＴＡＢＬＥ　ＦＯＲ　ＴＷＯ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌの項中「東京都港区白金一丁目二五番十一号－一八〇二号」を「東京都港区赤坂九丁目六番三〇号－三〇八号」に改め、同表特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会の項中「東京都新宿区北新宿一丁目五番一号ＮＴＴ新宿ビル」を「東京都台東区上野五丁目二四番十一号ＮＴＴ上野ビル」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度（昭和六十三年厚生省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則の表中

統合失調症圏	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）、同法第三十三条第一項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により入院している者（以下「医療観察法入院対象者」という。）につき一例以上

を

統合失調症圏	措置入院者、法第三十三条第一項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）又は医療観察法入院対象者につき二例以上

に改め、中毒性精神障害の項中「中毒性精神障害」の下に「（依存症に係るものに限る。）」を加え、同表（注）中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

○農林水産省告示第千四百十五号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める目標年度を次のように定める。

なお、平成十二年十二月十四日農林水産省告示第千五百九十六号（獣医療法施行規則第二十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める等の件）は、廃止する。

平成二十二年八月三十一日

農林水産大臣　山田　正彦

獣医療法施行規則第二十一条第一項の農林水産大臣が定める目標年度は、平成三十二年度とする。

○経済産業省告示第百九十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十四条の規定に基づき、認証の業務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　登録認証機関の名称　財団法人ベターリビング

二　廃止しようとする認証の業務の範囲　登録区分Ｂ（一般機械）及びＣ（電子機器及び電気機械）

三　廃止の予定期日　平成二十三年一月三十一日

○関東地方整備局告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画河川事業第三号鶴見川

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市図師町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十号高畑町昇仙峡線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市千塚三丁目、千塚四丁目及び千塚五丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・三号相生一丁目飯喰線及び三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県中巨摩郡昭和町大字飯喰字中河原、字水上、字道下、字出間西及び字村西並びに大字築地新居字大神地内

使用の部分　なし